平成２７年（フ）第８号
北海道留萌市末広町２丁目１番25号　沿岸バス社宅５号室
債務者　梅木　芳恵
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第９号
北海道留萌市元町３丁目48番地の２
債務者　渡辺しおり（旧姓黒岩）
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２７年（フ）第３３号
群馬県桐生市広沢町６丁目838番地の38
債務者　岡部　秀樹
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３４号
群馬県桐生市広沢町６丁目838番地の38
債務者　岡部　香理
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第３７号
群馬県桐生市新里町武井629番地77
債務者　松宮　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１５２号
金沢市鱗町67番地、従前の住所金沢市涌波３丁目４番12号
債務者　細井　美奈
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１５５号
石川県河北郡津幡町字谷内リ59番地、従前の住所神奈川県伊勢原市板戸350番地の１
債務者　松本　和美
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１６１号
金沢市額谷３丁目112番地、従前の住所金沢市高尾南３丁目151番地
債務者　中川　美代
1　決定年月日時　平成27年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第９４号
三重県亀山市みずきが丘74番地10
債務者　櫻井　智子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２３６号
三重県四日市市東新町３番16号
債務者　市川　靖史
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
三重県桑名市多度町下野代592番地１
債務者　浅野　優子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
三重県いなべ市大安町石榑東1392番地１
債務者　濵瀬　俊光
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
三重県四日市市釆女町856番地４、前住所東京都新宿区新宿６丁目７番１―307号
債務者　村上　智紀
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１１４号
三重県四日市市大字泊村1050番地13　寿楽陽光苑
債務者　ミセスファッションＭＩＺＵＮＯこと　水野　光子
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
三重県桑名市大字安永902番地６　コーポパーシモンⅢ201号
債務者　弘津　克則
1　決定年月日時　平成27年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
京都市右京区西京極西池田町54番地　田中ハイツ207号、前住所京都市山科区日ノ岡ホッパラ町47番地４　一里塚荘101号室
債務者　吉澤工業こと　吉澤　　毅
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３９７号
京都市右京区太秦開日町２番地１　コーポエル302、前住所京都市右京区嵯峨広沢南野町28番地３　サクセススウィートビル401号室
債務者　中村七百子
1　決定年月日時　平成27年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月18日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係